

令和 8 年熊本地震に伴う船舶検査等の取扱いについて

熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本小型船舶検査機構では、被災状況等に鑑み、船舶検査等の取扱いを以下のとおり実施いたします。

1. 運用対象

被災地を主な受検地とする船舶等

2. 適用期間

令和8年7月29日から令和9年7月28日まで

3. 船舶検査等に関する実施事項

(1) 船舶検査申請等の受付

船舶検査等に係る申請について、被災により通常の申請が困難な場合にあっては、後日、正式な申請書を提出し手数料等を納付することで FAX やメール等による申請、添付書類の省略を認めさせていただきます。

(2) 船舶検査証書等の有効期間の延長

令和8年7月29日から令和9年7月28日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月の延長を行います。

(3) 定期的検査（定期・中間検査）時の対応

①被災のため受検が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現状が良好であることを確認のうえ検査合格として結了したうえで、結了日の翌日から起算して6ヶ月後に臨時検査の指定を行うことといたします。

②実際に臨検が可能な場合であっても造船所等の事業者の体制が整わないために、船体上架、機関解放又はサービスステーション等の整備記録の提出が困難な場合は、外観で船舶の現状が良好であることが確認できれば検査合格とし、検査結了日の翌日から起算して6ヶ月後を期限として臨時検査を指定いたします。

以上